

## 令和5年度 介護職員研修受講促進支援事業費補助金について

### 補助対象事業者

県内に所在する介護保険法に基づく指定介護サービス事業所及び施設の開設者

### 補助対象事業

令和5年4月1日以降に事業着手を行う事業で、令和6年3月31日までに研修を修了し、費用の支払いが完了するもの

### 研修受講料支援事業費補助（受講料負担への補助）

研修に必要な費用を補助します。

補助額（研修受講者1人当たりの補助上限額）

**介護職員初任者研修** 24,000円

**実務者研修** 40,000円

**生活援助従事者研修** 12,000円

**認定介護福祉士養成研修** 37,000円

（対象費用）○事業者が直接研修機関に支払った受講料

○従業者が負担した受講料に対して支払った支給金

（対象職員）○研修を受講する職員の雇用形態は常勤・非常勤職員を問いません。

### 代替要員確保対策事業費補助（代替職員配置への補助）

職員が研修を受講する期間に代替職員を確保するための費用を補助します。

**介護職員初任者研修** 65,000円

**実務者研修** 39,000円

**介護福祉士ファーストステップ研修** 56,000円

**生活援助従事者研修** 30,000円

**認定介護福祉士養成研修** 60,000円

（対象費用）○代替職員を雇用した場合、派遣職員を依頼した場合の他、既に雇用している非常勤職員により代替する場合も対象となります。

（対象職員）○研修を受講する職員の雇用形態は常勤・非常勤職員を問いません。

※予算額を超える申請があった場合は先着順とし、申請書受付を早期終了する場合があります。

## 提出書類

### 事前着手届の提出

- 事業着手日（※）令和5年4月から6月となる事業者が対象です。次の期日までに、事前着手届を提出してください。  
【令和5年4月に事業着手する事業者】
  - 3月27日（月）  
【令和5年5月から6月に事業着手する事業者】
  - 事業着手日の1週間前
- 事前着手届を提出後、速やかに交付申請書類を提出してください。

#### ※ 事業着手日とは

- 研修の受講開始日
- 事業者が直接研修機関に受講料を支払う日
- 従業者が負担した受講料に対して支給金を支払う日
- 代替職員の初回配置日

の、いずれか早い日となります。すでに事業着手日を過ぎている場合は、補助の対象とすることはできませんのでご注意ください。

### 交付申請手続き

- 次の期日までに、交付申請書類を提出してください。  
【事前着手届を提出している事業者】
  - 6月30日  
【7月1日以降に事業着手する事業者】
  - 事業着手日の1か月前
- 交付申請手続きや交付要綱、様式等の詳細については、次のホームページをご確認ください。

お問合せ先	神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 福祉介護人材グループ 電話045-210-4755（直通）
郵送先	〒231-8588（所在地記載不要） 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課 福祉介護人材グループあて
ホームページ	「介護職員研修受講促進支援事業費補助金」 <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f533152/">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/n7j/cnt/f533152/</a>